

## バンドル・ディスカウントに関する検討会（第4回）議事要旨

- 1 日時 平成28年10月28日（金）10：00～11：45
- 2 場所 中央合同庁舎6号館B棟16階公正取引委員会経済取引局第1会議室
- 3 検討会委員 第1回資料参照
- 4 議事次第 最終報告書案について
- 5 議事概要

冒頭、木尾経済調査室長が、本検討会に係る最終報告書案「バンドル・ディスカウントに関する独占禁止法上の論点」（※最終報告書を12月中に公表する。）について説明を行い、その後、その記載内容について議論を行った。議論の概要は次のとおり。

- 本検討会では、効率的が同等かそれ以上の競争者であっても排除されるような深刻なバンドル・ディスカウントに焦点をあてて検討を行ってきたのであり、本報告書でもこの問題だけをとりあげている。報告書でも序盤でこの点を明確に述べるとともに、効果についても単に「排除効果」とするのではなく「同等効率的な競争者に対する排除効果」とし、その旨を報告書序盤で明記した方がよい。
- 事業者Aが提供するバンドル・ディスカウントを競争者Bが模倣できるのであれば排除効果が減衰すると考える旨の記載がある。他方で、AとBが並行的・協調的にバンドル・ディスカウントを行うことによって他の事業者を排除する効果を増幅させる可能性がある。この両者の記述は矛盾するものではない。例えば、冒頭の複数事業者が市場支配力をもつ場合において、これらの事業者が並行的にバンドル・ディスカウントを実施する場合には、これらの事業者の間では同行為が排除効果をもたないが、新規参入者に対して排除効果をもつことがあるのであり、報告書案も全体として読めばこのような形で生じる悪影響も問題としていることが分かる内容となっている。
- 「4（3）割引総額帰属テストの実施に当たっての費用の考え方」において、平均回避可能費用を用いるべきと提言するのであれば、その旨を明確にすべき。その際、不当廉売ガイドライン等の記載との関係を整理すべき。また、不当廉売ガイドラインでは、同等効率的な競争者を排除する理論上の費用基準として平均回避可能費用を採用しているのであり、このことに留意すべき。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局経済調査室
電話	03-3581-5480（直通）
ホームページ	<a href="http://www.jftc.go.jp">http://www.jftc.go.jp</a>

- 費用については、固定費用を含むのか含まないのかという点に誤解が生じがちである。固定費用概念については、そもそも期間をどうとるかでもいかようにも算定されるのであり、長期で見れば全てが可変になるのもであって、いつからいつまでを期間とするのかを明確化する必要がある。この点について、不当廉売ガイドラインでは、廉売行為に密接に関連する固定費用を含むとされている。長期増分費用概念については、もともと電気通信事業分野における競争導入と接続料金計算の文脈でフォーワード・ルッキングコストを採用するとともに、その費用をボトムアップ式で計算するという文脈で採用されたものであり、現時点では不効率なヒストリカルコストを採用しないという意味をもっていた。これらのことから長期増分費用概念に触れるのであれば、算定をいかに行うのが問題となりそうである。もっとも、既存事業者と少なくとも同等に効率的な事業者を排除しないという考えに立つ独占禁止法上の規制と、これと異なる立場から規制を行う接続政策上の費用概念は異なるものであり得る。
- 排除効果を生じ得るバンドル・ディスカウントの人為性については、ある商品に関する支配的事業者が、バンドル・ディスカウントを構成する各商品の単品販売価格を値下げするのではなく、あえて、セット販売の場合にのみ、当該セット販売を行うことによる効率化に伴う費用削減幅を超えて、同等に効率的な競争者を排除し得る効果を持つバンドル・ディスカウントを提供する行為それ自体を人為的と捉えることができるのではないか。
- バンドル・ディスカウントは廉売の一種であるということを考えると、同等効率的な競争者を排除する結果となるから不当であるというのではなくて、競争者を排除するという目的以外では説明のつかない行為であり、このような目的がなければ経済的に意味をなさない人為的行為であるという説明があると不当だという評価の説得力が増すのではないか。バンドル・ディスカウントは、不当廉売のように全体として赤字を生み出すという意味での不自然さはないものの、バンドル・ディスカウントを提供しなければ得られたはずの利潤を犠牲にする行為であって競争者の排除以外に経済合理的な目的を見い出すことが困難であることは確かである。

## 6 今後の作業・スケジュール等について

- 今後、検討会意見を踏まえ、また、有識者等との間で意見交換を行いつつ、事務局において報告書案の修正を行い、最終的な修正の取捨については座長一任とすることが了承された。

○ 12月中に最終報告書を公表する予定。

以上

(文責：公正取引委員会事務総局 速報のため事後修正の可能性あり。)